令和８年度ノートパソコン貸出募集要領

１　概要

山形大学（以下「本学」という。）では，平成 23 年度から山形大学男女共同参画基本計画（平成 22 年 6 月策定）に基づき，教育・研究と生活との両立のための環境整備の一環として，本学の研究者に対し，ノートパソコンの貸し出しを行っている。

２　申請対象者

国立大学法人山形大学職員人事規程別表に掲げる職員のうち，教授，准教授，講師，助教，助手，研究専任教授，研究専任准教授，研究専任助教，特任研究員，医員（年俸制の者に限る。）及び山形大学研究員等取扱規程に掲げる研究員のうち，博士研究員並びに大学院各研究科博士後期課程及び医学系研究科博士課程医学専攻に在学する学生で以下に該当する者を対象とする。

①妊娠中，又は小学 6 年生までの子育て中の者

②市町村から要介護の認定を受けている親族(同居別居は問わない）を介護している者

③勤務地の都合により，2 世帯以上の生計を営んでいる者

④その他，上記理由に準ずる者

３　申請の方法

（１）本制度の利用を希望する者は，次に掲げるもの（②～⑥は該当するもののみ）を申請期間内にダイバーシティ推進室に提出（電子申請）する。

① 利用申請書（電子申請）

② 母子手帳（産後の場合は出生届出済証明のページとする）

③ 要介護認定を確認できる書類（介護保険被保険者証〈認定が有効期限内のもの〉など）

④ 申請者本人の住民票謄本（写し）と配偶者等２世帯目以上となる住民票謄本（写し）

⑤ 「研究者等受入許可証」の写し（博士研究員の場合のみ）

⑥ 「学生証の写し」等（学生の場合のみ）

（２）新規募集時期は，２月及び８月とする。

（３）利用希望者が多数の場合，申請理由を総合的に考慮して，ダイバーシティ推進室が利用者を決定するものとする

４　貸出期間と返却時の注意点

（１）パソコンの受け渡しと返却方法は，利用者の決定後に通知する。

（２）貸出期間は，4 月 1 日から 3 月 31 日までとし，その間，不要になった場合は随時返却するものとする。貸出期間は１年単位で延長できるものとし，延長申請の手続きは２月に所定の手続きを行うものとする。

（３）研究や業務で使用するソフトのインストールは自由とするが，パソコン返却時には，利用者がインストールしたソフトや保存データを全て削除し，貸出前の状態に戻すこと。

（４）返却時には，必ず，「ノートパソコン貸出返却時アンケート」に使用後の感想等を記入し，ダイバーシティ推進室に提出（電子申請）すること。

５　貸出できるノートパソコンＯＳ

Windows

６　利用上の注意点

（１）他人への又貸しは認めない。必ず借り受けた本人が使用し，期限内に返却すること。

（２）機器の取り扱いや保管には十分注意してすること。紛失・盗難や水，高温，落下などによる故障には十分注意すること。また，不当な修理・改造は行わないこと。

（３）紛失・盗難又は過失による破損の場合，利用者とダイバーシティ推進室の協議の上，再購入代金又は修理代金の負担を求める場合があること。また，紛失・盗難・破損・その他の場合について，悪質と判断した場合は，以後の貸出を行わない場合があること。

（４）ファイル交換ソフトなどデータ流出の危険があるソフトのインストール及び利用を行わないこと。また，Windows などの基本ソフト，インストールされているソフトウェア等には，セキュリティパッチをあて，常に最新状態に更新するなど，安全性の向上につとめること。

（５）貸与したノートパソコン上でのデータは，利用者の責任において管理し，他者の個人情報に係るデータの保存には十分に注意すること。